

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株の影響による全国的な感染拡大に伴い、本日、27都道府県を対象とした緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について、9月30日まで期間の延長等が決定される見込みです。

本県においては、感染状況に改善の兆しが見られるものの、ステージ4の状態が続いていることや、往来の多い隣県の福岡や広島緊急事態宣言が継続していることなどから、未だ予断を許さない状況にあります。

県民の皆様、企業の皆様には、ここで気を緩めることなく、医療提供体制における大きな支障を避けるため、以下の取組にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<県外との往来にあたっての注意>

◎ 県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛を強くお願いします。

特に、東京や大阪、福岡、広島など緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、最大限の自粛をお願いします。

◎ やむを得ず県外と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従ってください。

◎ 本県への帰省などをお考えのご家族やご親戚などがいらっしゃる場合は、やむを得ない場合を除き、帰省などを自粛するよう強く促してください。

やむを得ず来県される場合であっても、来県前は体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう強く呼びかけてください。

<外出機会の半減>

◎ 不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会をこれまでの半分程度にさせていただきますようお願いいたします。

※通勤、通学、通院など、日常生活上で必要なものは除きます。

特に、営業時間の短縮が要請されている飲食店・喫茶店については、20時以降の利用自粛にご協力ください。

また、不特定多数が集まるイベントや、観光施設・大型商業施設等へ外出する場合、3密の回避を徹底するとともに、主催者や施設等から求められる感染防止対策への協力をお願いします。

◎ 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期してください。

<感染予防対策の徹底>

◎ 感染力が非常に強いデルタ株による感染を防ぐには、これまで以上に感染予防対策を徹底する必要があります。

「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、改めて、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

- ◎ 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛をお願いします。
- ◎ 外食する際は、感染防止対策に取り組む「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策には是非とも協力してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

＜企業活動における注意＞

- ◎ 飲食店及び喫茶店の営業時間は、5時から20時まで（酒類の提供は19時まで）に短縮をお願いします。
- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底していただきますようお願いいたします。
- ◎ 県外への出張は、極力控えてください。
やむを得ず県外との往来があった従業員等には、PCR検査の実施や、在宅勤務(テレワーク)及び健康管理に対する配慮をお願いします。
- ◎ また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いいたします。在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底してください。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務や健康管理には、格別の配慮をお願いします。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年9月9日

山口県知事 村岡 嗣 政

第2期・飲食店等への営業時間短縮要請について

(令和3年9月13日(月)～令和3年9月26日(日))

デルタ株の感染拡大を阻止するため、
20時までの営業時間の短縮にご協力ください。
ご協力いただいた店舗には、協力金を支給します。

対象店舗を見回り、営業時間短縮への協力状況を確認します

営業時間短縮要請の概要

対象区域 県内全域

対象期間 令和3年9月13日(月)～9月26日(日) 14日間

対象店舗

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している**飲食店・喫茶店**

※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックス等を含む

<対象外店舗の具体例>

宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、
宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、
夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

要請内容 営業時間を**5時から20時まで**(酒類の提供は**19時まで**)に短縮

協力金の主な支給要件

- 上記対象店舗であること
- 令和3年9月12日(日)以前から営業し、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
- 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力いただいていること
・通常、20時を越えて営業していた店舗が、期間中、要請を受け、終日休業された場合も対象になります
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)
- 飲食を主として業としている店舗(カラオケ喫茶やスナック等)は、終日、カラオケ設備の利用を自粛していること
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示すること

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます

お問い合わせ先

【山口県時短要請・協力金相談窓口】

電話番号：0120-675-124

受付時間：9時～17時(土・日・祝を除く)

支給金額の算定

<参考> 協力金の算定方法

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		～約8.3万円	約8.3万円～25万円	25万円～
中小企業・個人事業主 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日あたりの売上高の3割)	7.5万円/日
	支給総額 (14日間)	35万円	売上高10万円/日の場合 42万円 売上高20万円/日の場合 84万円	105万円
大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業等においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 (上限:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)		

申請の大まかな流れ

① 要請内容や支給要件を確認してください

② 時短要請に応じた営業を行う(20時以降の営業時間短縮)

- ・営業時間短縮又は休業に関するチラシを店舗内外に掲示
- ・店内で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)を実施

③ 申請に係る必要書類の準備・確認

- 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
- 代表者の本人確認書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)の写し(運転免許証・保険証等)
- 申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目)
- 飲食業売上高等を確認できる書類(確定申告書の写し、青色申告決算書の写し、売上台帳等の写し等)
※下限額(日額2.5万円)で申請する場合は、飲食業売上高等の確認書類は不要
- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類(店舗HP、メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)
- 屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が確認できる店舗の外観・内覧写真
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外での掲示状況が分かる写真

④ 申請(郵送又は電子申請)

申請方法

【申請受付期間】

令和3年9月27日(月)～令和3年11月26日(金)

【申請方法】

郵送又は電子申請で、申請書と添付書類を提出してください。

※申請様式等については準備中ですのでお待ちください。(9月下旬県HPに掲載予定)

申請の手引きを熟読の上、必要書類を整え申請してください。

協力金の支払

審査完了後、順次支給となります。申請書類に不備がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでいます。申請書類に不備等がある場合は、審査に時間がかかることがあります。

デルタ株感染拡大防止集中対策の期間延長について

令和 3 年 9 月 9 日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者数が減少傾向にあるが、東京や福岡、広島などに出されている緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間が延長され、予断を許さない状況にある。

本県においては、8月25日から集中対策を強化し、県有施設の休館や飲食店等への営業時間短縮要請などを実施しており、やや改善の兆しが見られているところだが、未だステージ4の状態にあることや、隣県の福岡・広島
の緊急事態宣言が継続していることなどから、ここで気を緩めることなく、徹底的に感染拡大を抑え込むため、集中対策の期間を延長する。

2 集中対策の延長期間

9月13日(月)～9月26日(日)

3 県民、事業者への要請

(1) 県外との往来の自粛

○県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛

○特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往来は、最大限自粛

○家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動

(2) 外出機会の半減

○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減

例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や
飲食、カラオケ等の自粛

※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない

○旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期

○県観光連盟の発行する「行こうよ。やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」
の利用停止(当面)

○県観光連盟の実施する「旅々やまぐち県民割」事業の停止(当面)

○Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛(テイクアウト除く)(当面)

○みんなでたべちゃろ! キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサー
ビスの停止(当面)

(3) 感染予防対策の徹底

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底
- ※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」
- 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店等を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談
- 感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

(4) 事業者における感染防止対策の強化

- 飲食店等の営業時間の短縮、又は、休業
- ※9/13(月)～9/26(日)の間も引き続き、飲食店等に対し、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までとするよう要請するとともに、夜間の見回りを実施
- 「頑張る事業者リスタート補助金」や飲食店の第三者認証制度「やまぐち安心飲食店」の活用等による感染防止対策の強化
- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛
- やむを得ず県外との往来があった従業員等のPCR検査の実施（中小企業PCR検査補助金の活用等）や、在宅勤務（テレワーク）及び健康管理に対する配慮

- 在宅勤務やW e b 会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

4 学校における感染防止対策

- 生徒・教職員等が、県外との往來を伴う全国大会等に参加した際の帰県後 P C R 検査の実施
- 教職員等を対象とした感染防止対策に係るオンデマンド配信
- 衛生管理マニュアルに定める地域の感染レベルは「レベル3」を継続
 - ・衛生管理マニュアルに定められた感染防止対策等の徹底
 - ・生徒・教職員等が県内での校外行事・大会等に参加する前の P C R 検査の実施
 - ・部活動における練習試合や合宿等については、県内外に関わらず、原則実施しない

5 イベント等の開催制限

- 原則、県主催イベントの中止、又は、延期
- 県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請

6 県有施設の利用制限

- 原則として、県有施設は休館
 - ※県の管理する公園の遊具等は使用禁止措置
- 貸出施設の新規貸出は中止
- 予約済みの貸出施設については、利用者に利用自粛を呼びかけ
 - ※利用者が中止または延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない（すでに納付されている場合は全額還付）。
 - ※中止または延期できない場合、利用者において感染対策を徹底した上で、施設利用を可能とする。（テナント入居施設についても感染対策を徹底した上で、利用可能とする）